

水道民営化法案と呼ばれた

水道法改正案が可決成立



よしむら かずなり
吉村 和就

グローバルウォーターシステム代表
国連テクニカルアドバイザー
水の安全保障戦略機構技術普及委員長
日本水フォーラム理事

自治体が水道事業の運営権を民間企業に売却するコンセンション方式（公設民営）を導入しやすくする内容を含んだ水道法の改正案が十二月六日怒号の中、衆院本会議で可決成立した。提案理由は「水道事業の基盤強化」で民間のノウハウで水道事業の立て直しを狙う。一方野党側は民間に任せると「サービス低下、料金の高騰、水質の悪化、災害時の対応」などに懸念があると強く反対していた。反対派は海外での水道事業民営化の失敗例のみを提示し、日本国内の水道の現状を理解していないまま「絶対反対」と唱えている。マスコミも「これでもか」と言うほどネガティブな意見を溢れさせている。では、なぜ水道法改正なのか、国や政治家の責任はないのか、ここに日本の水道の現状と、法案成立後のやるべきことを述べたい。

一・日本水道の現状認識（水ボケ日本！）

日本の水道普及率は九八％、国連加盟国百九十三カ国で蛇口から飲める水道は、

わずか十六カ国、世界でもっとも安全安心な日本水道だ。さらに漏水率、世界では三〇～四〇％だが、日本は全国平均七％以下（東京都は三％以下）世界で最も完成された「水道システム・日本」と国際的にも評価が高い。（私の勤務していた国連でも高く評価された）

しかし、その水道の実態は

- ・人口減少、節水機器の普及で料金収入の減少（この十年で二千億円減少）
- ・水道事業の有利子負債（借金）八兆円、年間の水道料金収入二兆三千億円なので、年々借金が積みあがっている。全国の水道事業者千三百八十一の三割が赤字（赤字分は一般会計から繰り入れ）水道なのに「火の車」状態である。さらに
- ・水道施設の老朽化の加速、耐震化、大災害への対策で多額な費用捻出が必要
- ・地球温暖化の加速により水の大災害頻発（洪水で浄水場水没、断水被害）

水道技術者の高齢化、定年退職の増加（三十年前八万人、現在四・五万人以下に）給水人口五万人以下（全体の約七割を占める）の経営状態は三割の自治体で赤字、一般会計からの繰り入れで黒字に見せかけている自治体も多く、隠れ赤字自治体は約五割と言われている。また、水道技術の継承も問題である。

水道は地域特有の条件があり（水源、気候、人口、産業、水需要など）、いわば経験工学の集大成であり、地域に密着したベテラン技術者がいなくなることは、技術・ノウハウの伝承ができなくなる弊害をもたらしている。百年水道を考えるならコストカットより人材育成が急務である。

つまり日本水道の現状、一言でいうと「カネ、モノ、ヒトが同時多発的に失われ

ている」。日本人は、目の前の蛇口から常に安全・安心な水が出てくることの大切さを忘れ、湯水のごとく使い、いわゆる水ボケ状態になっている。

二、なぜこうなったのか！ 政治家の責任はないのか

明治二十年 横浜で近代水道が完成し、官の主導により全国水道が普及した。戦後昭和三十二年六月に「水道法」が施行され、その後人口増加と経済の発展により水需要が急激に増加し、どんどん浄水場やパイプを敷設し、その料金収入も増加した、つまり右肩上がりの状態が長く続き、その対応（計画、建設、維持管理）に進んできた。

ところが、日本の人口減少が平成二十二年（二〇一〇年）をピークに減りはじめ、昨年は三十七万人（一八年一月一日総務省統計）減少した。一方、水道給水量や料金収入は二〇〇一年をピークそれ以降、毎年減少している。人口減少は、以前から語られていたが、政府や自治体は人口減少、収入減少に伴う水道行政「国民に対する情報公開や将来施策や老朽化対策など」を積極的に推進してこなかった。

・政治家の責任は

水道法改正に伴い、反対派と賛成派の水かけ論が沸騰しているが、しかし、なぜ水道民営化により「民間資金と智慧の導入すべき事態になったのか」という議論と分析がなされていない。

冷静に考えると政府や自治体（発注者）にこそ責任があり、水道事業百年の持続可能性を考えてこなかったが主因である。平成の大合併の時、自治体数が半減（約

千八百）したが、合併区域内の水道料金格差の解消は、合意が得られず、すべて先送りされた。毎日現金が入ってくるが、将来構想無きままに資金、技術、ヒト、を含む情報がかみ合わず、水道事業がたちゆかなくなってきたのだ。つまり政治家や自治体の長の無策の結果、現在のような状況になっているのだ。

・水道事業管理者の責任は

厚生労働省は「水道事業とは地方自治体の責務であり、地方公営企業法にのっとり、しっかりやれ！」と号令のみ。しかし前述のごとく疲弊した地方自治体には、資金も人材も、すべて、能力なしである。もちろん民間への部分委託、包括委託は、以前から行っているが、議会への報告は「役所がやるより民間委託したら、これだけコストが下がりました」であり、単なるコストカッターであり将来の布石はゼロであった。水道管理者、昔は計画・建設を経験した技術系のトップが多かったが、最近では事務系の管理者が多く、経営効率は上がったが二〜四年でポジションが変わるために、カネのかかる更新事業は先送りされている。そこに持続可能な日本水道百年の姿はなかった。

また過去には水道改革を言い出した市長は落選し、逆に水道料金の値下げを要求する議員が当選するなど、日本水道は三重苦を迎えたのだ。

そのような背景下で、今回「水道法の改正法案」が提出された。

・寝耳に水の国民

国民に見れば、いままで情報公開されず。今回の「民営化法案かといわれる水道法の改正」がマスコミで大きな話題になり、捻ると安全・安心な水道が湯水の

ごとく出てくる水道がこんな壊滅的な状態になっているとは夢にも思わなかったのである。まさに国民にとり「寝耳に水」の状態であった。

・マスコミの対応にも問題あり

法案には、一言も「民営化」の文言はないが、多くのマスコミは法案が成立すると「日本のすべての水道が民営化されると、勝手に思い込み、「日本を外資に売り渡す暴挙」、「日本が売られる」、「料金が高騰しサービス低下に国民が直面する」、「日本水道の崩壊である」と「国民の恐怖感・不安感」を煽っている。そこに登場する、にわか水ジャーナリストや評論家、大学教授など、浄水場さえ見たことの無い人が、ネット上で挙げられている情報「外資黒船論」をコピーで論じている主張が闊歩している。

三、今後の日本水道どうする

(一) 官民連携とは

今回の意味は運営や経営を含めた官民連携、簡単に言えば民間も知恵と資金を出し水道事業に主体的にかかわることを期待している。民営化とは全く関係ないことである。そのためには官がガバナンス（統治能力）を保ち続け、民間の技術ノウハウ、スピード感、コスト低減策を最大限に発揮させることである。

(二) 完全民営化に反対

民営化とは、すべての水道事業を民間に任せることで、海外で大きな問題を起こしている。水道事業は地域独占で二十年から五十年もやらせると、必ず値上げとサ

ービス低下が起こる。九〇年代から世界で水道民営化が進み、その結果多くの弊害「サービス低下、料金の値上げ、利益隠しなど」が横行し、二〇〇〇年から二〇一五年までに世界三十七カ国で二百三十五の水道事業が「民から官へ」つまり再公営化が進んだ。

今回のコンセッション方式の最大の問題点は、水道運営権を民間に譲渡するのに、公的な監査機関の設置の項目が無いことだ。これが欠陥・改正水道法の理由だ。つまり法律では自治体が管理監督、所有権をもつと規定しているが、前述のごとく、自治体には人も技術者、経営ノウハウを持った人材が皆無である、これでは監督できない。給水人口一・五万人以下の自治体の専従水道局員は四人以下であり、日常の業務に忙殺されている。もちろんコンサルタント費用も捻出できない。

改正水道法の成立の際、附帯決議（法的拘束力が無い）が採択され①国の財政支援、②大災害時の予算・人員の確保、③基盤強化の人員の確保、④民間業者へのモニタリング、⑤小規模事業者への財政的な援助などが盛り込まれた。後は自治体がコンセッション方式を採用するか、しないかである。

ゆさび

水道は地域特有の条件が多く、単純一次方程式では解くことができない。まずは住んでいる自治体の水道の現状を認識し、孫の代までつづく百年水道の姿を、自治体はもちろんのこと、国や関係機関、産業界が一体となって一歩一歩前進することが求められている。

謹賀新年

平成三十一年(二〇一九年)

<p>加瀬 英明</p>	<p>森ビル株式会社 代表取締役 長 辻 慎吾 〒106-6155 東京都港区六本木六-1-1</p>	<p>根本特殊化学グループ 代表取締役 長 根本 郁芳 〒160-8533 東京都杉並区高井戸東四十九 電話 〇三-二三三三三三-二七一一 FAX 〇三-二三三三三三-二七一二</p>
<p>東京都港区白金台五-1-20-1-2 台北駐日経済文化代表處 代表 謝 長廷</p>	<p>東京都新宿区市谷加賀町1-1-1 大日本印刷株式会社 社 長 北島 義斉</p>	<p>世田谷を考える会 主 幹 毛利 宏嗣 顧問 矢野 弾</p>
<p>衆議院議員 平沢 勝栄</p>	<p>東京都渋谷区神南二丁目十番一号 株式会社 ドトールコーヒ- 名誉会長 鳥羽 博道</p>	<p>ビジネスモデル・デザイナー認定プロジェクト 一般社団法人 システムインビジネススクール 代表理事 中山 匡 http://www.sbs.or.jp</p>

<p>川崎市高津区久地二-16-12-8 聖イトオテルミ-学院 学院 長 伊藤 元明</p>	<p>一枚の繪株式会社 代表取締役 長 山城 一子 https://www.ichimainoe.co.jp</p>	<p>ひまわり税理士法人 社 員 平野 裕二 〒150-8533 東京都港区芝大門1-16-11-1 電話 〇三-五五七七-三三三七 芝大門ビル二階</p>
<p>株式会社 ぬちま-す 代表取締役 高安 正勝 TEL 098-983-1111</p>	<p>月刊東海財界 代表取締役 塚本 隆 http://tokaizaikai.com/</p>	<p>あこ堂 代 表 長田 修一 東京都墨田区両国四-31-4-92 電話 〇三-六六六六-九九四八</p>
<p>さいたま市北区別所町五〇-1 全国新農村建設同志会会長 木内塾会長 埼玉県議会議員 鈴木 弘</p>	<p>株式会社 キャリアコンサルティンク 代表取締役 室 館 勲 東京都千代田区神田神保町三-1-9-1 九段イナリシタビル 電話 〇三-五二四-六三八〇 FAX 〇三-五二四-六三八一</p>	<p>江戸川区代表監査委員 小久保 晴行</p>
<p>長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷六六〇 波佐見 町 長 一瀬 政太 電話 〇九五六一八五-二二二一</p>	<p>株式会社 マーケットバンク 代表取締役 岡山 憲史 東京都台東区台東四-五-17 増田ビル二階 電話 〇三-五八〇七-六六五五</p>	<p>志水 塾 塾 長 吉村 和就 事務局 関 和幸</p>